

入 札 公 表

令和7年4月25日

次のとおり一般競争入札に付します。

一般財団法人広島市職員互助会
理事長 村 上 慎 一 郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 トレーニング器具の納入
- (2) 品名及び数量 別紙仕様書のとおり
- (3) 規格等 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期間 令和7年6月26日
- (5) 納入場所 鷹野橋職員会館（広島市中区大手町五丁目6番3号）
- (6) 入札方式 開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型
一般競争入札で入札執行する。
- (7) 入札方法
 - ア 入札金額は、総価を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札金額にその100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札回数は3回限りとする。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負」の登録種目「09-03 運動具」に登録されている者であること。
- (3) 公表日から開札日までの間において、営業停止処分又は広島市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (5) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。
 - ・ 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ・ 出荷確約書

※ なお、出荷確約書は、開札後、落札候補者となった場合には、速やかに提出する必要があるので、当該競争入札に参加するものは必ず事前に準備しておくこと。

- (6) 一般競争入札参加資格確認申請書等の入手方法（公表日からダウンロード）
一般財団法人広島市職員互助会（以下「本会」という。）のホームページ
<https://hgojokai.or.jp>のトップ ページの「入札情報」→「入札公表」（以下「互助会ホームページ」という。）からダウンロードできる。

3 開札日時、場所等

- (1) 日時 令和7年5月8日(木) 午前10時00分
- (2) 場所 広島市役所本庁舎15階 福利課会議室
- (3) 開札

ア 広島市契約規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

イ 開札(再度入札の開札を含む。)の結果、落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上あった場合には、入札会場において直ちにくじ引きを実施し、落札候補者を決定する。

- (4) 仕様書等の入手方法(公表日からダウンロード)
互助会のホームページからダウンロードできる。

4 仕様書の問合せ先

一般財団法人広島市職員互助会事務局
(広島市中区国泰寺一丁目6番34号市役所本庁舎15階)
082-504-2060

5 入札の手続

- (1) 入札書の提出

紙による入札書を前記3(1)、(2)に掲げる日時、場所に持参すること(巻き四つ折り・封筒不要)。

なお、郵送、電送その他の方法による入札書等の提出は認めない。

ア 入札書

入札書については、本会所定の様式のものを使用し、入札金額等の必要な事項を記載し、記名・押印(押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。)すること。

イ 委任状

代表者でない者が、当該入札において代理人として入札する場合は、代表者からの委任状を開札時まで提出すること。

なお、提出された委任状が、代表権を有する取締役等が自社の社員へ委任したものではないときは、その委任状を無効とする。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

(入札者住所氏名欄の記載例)

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

なお、委任状は、本会所定の様式を使用して作成すること。

- (2) 入札書等の入手方法(公表日からダウンロード)

互助会のホームページからダウンロードできる。

6 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、前記2(5)に掲げる書類(以下「資格確認申請書等」という。)を持参により提出するものとする。

なお、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、広島市において指名停止措置を行うことがある。

(1) 提出先 前記4に同じ。

(2) 提出部数 1部とする。

(3) 提出期限

令和7年5月8日（木）の午後5時まで

ただし、当初落札候補者となった者でない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。なお、書類の提出にあたっては、次の事項に従うものとする。

ア 提出書類は、提出者において作成する。

イ 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ いったん受領した書類は、返却しない。

エ 原則として、いったん受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

オ 入札者が、自己に有利となることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、評価の対象としない。

7 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記6により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日時から落札者の決定までの間に、前記2(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

8 落札者の決定

(1) 前記7により一般競争入札参加資格を有すると確認され、本件公表に示した物品を納入できると本会が判断した場合は落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、広島市において競争入札参加資格を取り消すことがある（最長3年間）。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（5%）の損害賠償金を請求する。

(2) 入札の無効

本件公表に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、再度入札を行った場合で一回目の最低価格以上の入札書、その他広島市契約規則第8条に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険取扱機関との間に本会を被保険者とする履行保証保険を締結して、本会に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておく

こと。

イ 契約保証金免除申請書を、本会に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の条件を満たしている必要がある。

契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体、本会及び広島市が基本財産の50%以上を出資しているその他法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、本会に申請すること。

ウ 契約保証金免除申請書の入手方法（公表日からダウンロード）

互助会のホームページからダウンロードできる。

(4) 契約書の作成の要否

ア 本契約については、落札者を決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）において、落札者が広島市職員互助会から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約用紙は、広島市職員互助会が交付する。

オ 本契約は、広島市職員互助会が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しない。